

令和5年2月21日 開 会
令和5年2月21日 閉 会

佐賀県東部環境施設組合議会 定例会会議録

佐賀県東部環境施設組合議会

令和5年2月定例会会期日程

日次	月 日	摘 要
第1日	2月21日(火)	開 会 会期決定 2月21日(1日間) 会議録署名議員の指名 経過報告 提案理由の説明 議案第1号〔提案内容等説明、質疑、討論、採決〕 議案第2号〔提案内容等説明、質疑、討論、採決〕 議案第3号〔提案内容等説明、質疑、討論、採決〕 議案第4号〔提案内容等説明、質疑、討論、採決〕 議案第5号〔提案内容等説明、質疑、討論、採決〕 議案第6号〔提案内容等説明、質疑、討論、採決〕 閉 会

2月定例会付議事件

1 管理者提出議案

[令和5年2月21日提出]

議案第1号	佐賀県東部環境施設組合監査委員の選任について	[同意]
議案第2号	佐賀県東部環境施設組合個人情報保護に関する法律施行条例	[可決]
議案第3号	佐賀県東部環境施設組合情報公開条例等の一部を改正する条例	[可決]
議案第4号	佐賀県東部環境施設組合条例を廃止する条例	[可決]
議案第5号	令和4年度佐賀県東部環境施設組合一般会計補正予算(第2号)	[可決]
議案第6号	令和5年度佐賀県東部環境施設組合一般会計予算	[可決]

令和5年2月21日

議場：鳥栖・三養基西部環境施設組合
溶融資源化センター2階研修室

1 出席議員氏名

議 長	松 隈 清 之			
森 山 林	久保山日出男	中 村 直 人	飛 松 妙 子	
伊 藤 克 也	田 原 和 幸	原 口 ひ さ よ	中 野 均	
馬 場 茂	吉 富 光 三 郎	大 川 隆 城	吉 富 隆	
岡 広 明	平 野 達 矢	園 田 邦 広		

2 欠席議員氏名

なし

3 地方自治法第 121 条による説明員氏名

管 理 者	橋 本 康 志	副 管 理 者	内 川 修 治
副 管 理 者	伊 東 健 吾	副 管 理 者	武 廣 勇 平
副 管 理 者	岡 毅	事 務 局 長	藤 川 博 一
総 務 係 長	嘉 村 翼	総 務 係 主 任	大 隈 弘 貴
事 業 1 係 長	赤 司 隆 則	事 業 1 係 主 任	堂 園 祥 太
事 業 2 係 長	古 澤 貴 裕	事 業 2 係 担 当 係 長	大 坪 功 二

4 議会事務局職員氏名

事 務 局 長	藤 川 博 一
総 務 係 長	嘉 村 翼
総 務 係 主 任	大 隈 弘 貴

5 議事日程

日程第 1	会期決定
日程第 2	会議録署名議員の指名
日程第 3	経過報告
日程第 4	提案理由の説明 議案第 1 号～議案第 6 号
日程第 5	議案第 1 号 佐賀県東部環境施設組合監査委員の選任について (質疑、討論、採決)
日程第 6	議案第 2 号 佐賀県東部環境施設組合個人情報の保護に関する法律 施行条例 (質疑、討論、採決)
日程第 7	議案第 3 号 佐賀県東部環境施設組合情報公開条例等の一部を改正 する条例 (質疑、討論、採決)
日程第 8	議案第 4 号 佐賀県東部環境施設組合条例を廃止する条例 (質疑、討論、採決)
日程第 9	議案第 5 号 令和 4 年度佐賀県東部環境施設組合一般会計補正予算 (第 2 号) (質疑、討論、採決)
日程第 10	議案第 6 号 令和 5 年度佐賀県東部環境施設組合一般会計予算 (質疑、討論、採決)

開会

午後 2 時 3 5 分

開議

松隈清之議長

皆さんこんにちは。お忙しい中、ご出席いただきましてありがとうございます。

会議に入ります前に、新しく組合議員になられた方のご紹介をさせていただきます。

上峰町議会より、議長の大川隆城議員、吉富隆議員です。

よろしくをお願いいたします。

ただいまの出席議員数は 16 名です。

定足数に達しておりますので、ただいまから令和 5 年 2 月佐賀県東部環境施設組合議会定例会を開会いたします。

直ちに本日の会議を開きます。

oo

日程第 1 会期決定

松隈清之議長

日程第 1、会期決定の件を議題といたします。会期は本日 1 日間といたしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

松隈清之議長

ありがとうございます。

ご異議なしと認めます。よって、会期は本日 1 日間と決定いたしました。

oo

日程第 2 会議録署名議員の指名

くお願い申し上げます。

それでは、提案理由を申し上げます。

本日、提案いたします議案は、お手元にお配りしております議案第1号から議案第6号までの6件でございます。

まず、議案第1号の佐賀県東部環境施設組合監査委員の選任につきましては、議会選出監査委員の中山五雄氏が令和5年1月20日をもって任期満了となりましたので、後任の選任について、組合格約第12条第2項の規定により、組合議会の同意を求めるものでございます。

次に、議案第2号から議案第4号までの条例案件につきましては、「個人情報の保護に関する法律」が改正をされ、令和5年4月1日から施行されます。これに伴い、当組合を含む地方公共団体等の個人情報の保護制度が、改正後の法律に一元化されるため、関係条例の制定や改廃など、所要の整備を行うものであります。

次に、議案第5号「令和4年度佐賀県東部環境施設組合一般会計補正予算（第2号）」につきましては、歳入歳出予算の増減はなく、年度内の事業完了が困難な県道附加車線整備工事費負担金について、繰越明許費の設定を行うものでございます。

最後に、議案第6号「令和5年度佐賀県東部環境施設組合一般会計予算」につきましては、歳入歳出予算の総額をそれぞれ110億8,238万円お願いするものでございます。

歳入の主なものといたしましては、構成市町負担金に18億1,897万9千円、国庫支出金に25億8,949万8千円、組合債に66億7,390万円を計上しております。

次に、歳出の主なものといたしまして、総務費に1億3,999万円、衛生費に108億9,283万3千円、公債費に4,601万3千円を計上しております。

なお、衛生費につきましては、次期ごみ処理施設建設費関連として105億9,800万3千円、リサイクル施設建設費関連として2億9,483万円をそれぞれ計上しております。

以上で、提案理由の説明を終わります。

何とぞよろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

〇〇〇

日程第5 議案第1号 佐賀県東部環境施設組合監査委員の選任について

松隈清之議長

日程第5、議案第1号「佐賀県東部環境施設組合監査委員の選任について」を議題といた

します。

この際、地方自治法第117条の規定により、本案の議事に当たって、岡広明議員は除斥の対象となるため、退場を求めます。

(岡議員 退場)

松隈清之議長

議案の説明を求めます。

藤川博一事務局長

議長。

松隈清之議長

藤川事務局長。

藤川博一事務局長

はい。それでは、佐賀県東部環境施設組合議会定例会議案の方をよろしくお願ひいたします。

めくっていただきまして、1ページ目でございます。

議案第1号、「佐賀県東部環境施設組合監査委員の選任について」でございます。

当組合の監査委員2名のうち、議会選出委員の中山五雄氏が、令和5年1月20日をもって任期満了となられております。このため、後任の選任を行うものでございます。

組合規約第12条第2項の規定により、組合議会の同意を求めるものでございます。

内容につきましては、平成30年1月に構成市町議長連絡協議会におきまして、議選の監査委員につきましては、上峰町議会議長とみやき町議会議長を交互に選任するということが確認されておりましたので、今回、みやき町議会議長岡広明様に監査委員にご就任いただきたいということで、ご提案したところでございます。

ご審議のほど、よろしくお願ひ申し上げます。

松隈清之議長

本案は、組合規約第12条第2項の規定により、監査委員の選任の同意を求められております。

本案は、質疑、討論を省略して直ちに採決を行います。

議案第1号について、原案のとおり同意することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

ご異議なしと認めます。

よって議案第1号「佐賀県東部環境施設組合監査委員の選任について」は、原案のとおり同意することに決しました。

岡広明議員の入場を求めます。

(岡議員 入場)

松限清之議長

監査委員に選任されました岡議員より、ごあいさつをお願いいたします。

岡広明議員

ただいまご紹介いただきました岡でございます。一言ごあいさつを申し上げます。

佐賀県東部環境施設組合の監査委員として、議員の皆様方のご同意をいただき、選任されましたことに対しまして、厚くご礼を申し上げます。微力ではございますが、組合の健全な運営、発展するよう努めてまいりたいと存じております。

今後とも、皆様方のご指導ご鞭撻の程よろしくお願い申し上げます。

松限清之議長

ありがとうございます。



日程第6 議案第2号 佐賀県東部環境施設組合個人情報の保護に関する法律施行条例

松限清之議長

日程第6、議案第2号「佐賀県東部環境施設組合個人情報の保護に関する法律施行条例」を議題といたします。

議案の説明を求めます。

藤川博一事務局長

議長。

松限清之議長

藤川事務局長。

藤川博一事務局長

はい。それでは、議案書2ページの方をお願いいたします。

議案第2号「佐賀県東部環境施設組合個人情報の保護に関する法律施行条例」の議案でございます。個人情報の取扱いにつきまして、地方公共団体等や、民間事業者につきまして、これまで規律が対象ごとに分かれておりました。これが個人情報の保護に関する法律の改正

を受けまして、この改正法により、一律に規制されることとなっております。

しかしながら、一部条例に委任するような事項がございますことから、改正法の施行条例を定める必要が出てまいりました。現行の個人情報保護条例を廃止したうえで、新たに個人情報の保護に関する法律施行条例を制定するというものでございます。

めくっていただきまして3ページに、その法律施行条例を載せております。3ページ4ページが新しい条例でございます。

簡単ではございますが、ご説明でございます。

松隈清之議長

説明が終わりました。

これより質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

松隈清之議長

ないようでございますので、これにて質疑を終わります。

本案は討論を省略して直ちに採決を行います。

議案第2号については原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

松隈清之議長

ご異議なしと認めます。

よって、議案第2号「佐賀県東部環境施設組合個人情報の保護に関する法律施行条例」は、原案のとおり可決いたしました。

〇〇

日程第7 議案第3号 佐賀県東部環境施設組合情報公開条例等の一部を改正する条例

松隈清之議長

日程第7、議案第3号「佐賀県東部環境施設組合情報公開条例等の一部を改正する条例」を議題といたします。

議案の説明を求めます。

藤川博一事務局長

議長。

松隈清之議長

藤川事務局長。

藤川博一事務局長

はい。続きまして、議案書の5ページ目でございます。

議案第3号「佐賀県東部環境施設組合情報公開条例等の一部を改正する条例」でございます。こちらの改正につきましては、議案概要の4ページの方が分かりやすいので、そちらで説明いたします。

縦書きの議案概要をお願い申し上げます。4ページに新旧対照表を掲載しております。第2条の下線部分でございます。下線を引いたものが、情報公開の対象から除くことができるものということでございます。官報でありますとか白書、新聞、雑誌書籍その他、不特定多数の者に販売することを目的として発行されるものとしたしまして、図書館その他これらに類する施設におきまして、当該施設の設置目的に応じて収集し、整理し、または保存している図書、記録、図画その他の資料というもので、広く一般に広まっている書物については、対象から外れるということでございます。ここを改正しております。

続きまして6ページの方をお願いいたします。こちらは「佐賀県東部環境施設組合情報公開・個人情報保護審査会条例の一部を改正する条例」でございます。新旧対照表で、右側が改正案でございますが、これまでの条例に加えまして、第1条に趣旨というものが追加されることとなっております。このため、条ずれが生ずるものでございます。

また、7ページの方でございますけれども、第3条の6のところ、下線部分でございます。個人情報保護審査会の委員さんは、在任中政党その他の政治的団体の役員となり、または積極的に政治活動してはならないというものが追加されております。

こうした内容で改正をするものでございます。

ご審議のほどよろしくお願いいたします。

松隈清之議長

はい。

説明が終わりました。

これより質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

松隈清之議長

ないようでございますので、これにて質疑を終わります。

本案は討論を省略して直ちに採決を行います。

議案第 3 号について、原案どおり可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

松隈清之議長

ご異議なしと認めます。

よって、議案第 3 号「佐賀県東部環境施設組合情報公開条例等の一部を改正する条例」は、原案のとおり可決いたしました。

〇〇

日程第 8 議案第 4 号 佐賀県東部環境施設組合条例を廃止する条例

松隈清之議長

日程第 8、議案第 4 号「佐賀県東部環境施設組合条例を廃止する条例」を議題といたします。

議案の説明を求めます。

藤川博一事務局長

議長。

松隈清之議長

藤川事務局長。

藤川博一事務局長

はい。議案書の 8 ページ目でございます。

議案第 4 号でございます。「佐賀県東部環境施設組合条例を廃止する条例」でございます。議案第 2 号で、「佐賀県東部環境施設組合個人情報の保護に関する法律施行条例」をご承認いただきました。この新しい条例を施行しますことに伴いまして、これまでありました、「佐賀県東部環境施設組合個人情報保護条例」を廃止するものでございます。

簡単でございますが、ご説明でございます。

ご審議のほどよろしくお願いたします。

松隈清之議長

はい、説明が終わりました。

これより質疑を行います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

松隈清之議長

ないようでございますので、これにて質疑を終わります。

本案は討論を省略して直ちに採決を行います。

議案第4号について、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

松隈清之議長

ご異議なしと認めます。

よって、議案第4号「佐賀県東部環境施設組合条例を廃止する条例」は、原案のとおり可決いたしました。

oo

日程第9 議案第5号 令和4年度佐賀県東部環境施設組合一般会計補正予算（第2号）

松隈清之議長

日程第9、議案第5号「令和4年度佐賀県東部環境施設組合一般会計補正予算（第2号）」を議題といたします。

議案の説明を求めます。

藤川博一事務局長

議長。

松隈清之議長

藤川事務局長。

藤川博一事務局長

はい。それでは、「令和4年度佐賀県東部環境施設組合一般会計補正予算書（第2号）」のご説明をいたします。

めくっていただきまして、表紙の裏と1ページ目でございますけれども、今回の補正予算につきましては、金額の変更はございません。1ページ目に書いておりますとおり、繰越明許のご承認をいただきたいものでございます。

めくっていただきまして、2ページ目でございます。繰越明許をお願いする予算につきましては、款3衛生費、項1清掃費、事業名といたしまして、県道附加車線整備工事費負担金でございます。今回、真木町に建設しております土地への進入につきまして、右折レーンの工事を県でもらうということでもございました。それで、原因者負担ということで、工事アロケの協定を結び、県の方に2,200万円の工事費負担金をお支払いする予定でもございましたけれども、県の工事の方がちょっと遅れておりまして、今年度中の予算執行、協定の締結も出来ていないということで、繰越明許のお願いをいたすものでございます。

簡単でございますが、ご説明でございます。

ご審議の程よろしくお願いたします。

松隈清之議長

説明が終わりました。

これより質疑を行います。

中野均議員

はい。

松隈清之議長

中野議員。

中野均議員

ちょっと質問します。

繰越明許費については、理解出来ますけどですね。県道336号線、中原鳥栖線ですね、附加車線の整備工事が遅れておるといってございまして、これが、いつまでに工事が出来上がるのか土木事務所から説明を受けたのかどうか。

それと、このごみ処理場を建設しておりますので、それに対する影響がないかどうか。

教えてください。

藤川博一事務局長

議長。

松隈清之議長

藤川事務局長。

藤川博一事務局長

はい。ただいま、ご指摘いただきました件につきましては、我々組合と、工事事業者と、県東部土木事務所とは、常に協議を行っております。スケジュール等についても、適宜、土木事務所の方にお知らせして行っているところでございます。現在のところ、夏過ぎぐらいに工事の竣工ができるのではないかとということで、お答えをいただいております。我々の施設の試運転が11月からということでございますので、間に合うものと考えておるところでございます。

以上でございます。

中野均議員

はい。

松隈清之議長

中野議員。

中野均議員

県東部土木事務所から、夏頃までに出来上がるという説明を受けているということでございますけど、必ず出来上がるように。できない場合は、首長さんに直接言っていただいて、完全にスケジュールどおりやっていただくようお願いしたいと思います。

松隈清之議長

他にございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

松隈清之議長

ないようでございますので、これにて質疑を終わります。

本案は、討論を省略して直ちに採決を行います。

議案第5号について、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

松隈清之議長

ご異議なしと認めます。

よって、議案第5号「令和4年度佐賀県東部環境施設組合一般会計補正予算（第2号）」は、原案のとおり可決いたしました。

日程第 10 議案第 6 号 令和 5 年度佐賀県東部環境施設組合一般会計予算

松隈清之議長

日程第 10、議案第 6 号「令和 5 年度佐賀県東部環境施設組合一般会計予算」を議題といたします。

議案の説明を求めます。

藤川博一事務局長

議長。

松隈清之議長

藤川事務局長。

藤川博一事務局長

はい。それでは、「令和 5 年度佐賀県東部環境施設組合一般会計予算」のご説明をいたします。めくっていただきまして、1 ページ目でございます。

まず、令和 5 年度の予算につきましては、歳入、歳出ともに 1 1 0 億 8, 2 3 8 万円でございます。

第 2 表の方でございます。4 ページの方をお願いいたします。債務負担行為のお願いでございます。事項といたしましては、次期リサイクル施設敷地造成実施設計業務でございます。令和 5 年度と令和 6 年度、2 ヶ年にかけて行う予定としております。令和 6 年度に、2, 5 8 5 万円の債務負担行為をお願いするものでございます。

続きまして、5 ページ目でございますけれども、第 3 表、地方債でございます。6 6 億 7, 3 9 0 万円の起債を行うものでございます。起債の目的につきましては、次期ごみ処理施設整備事業でございます。真木町に建設しております焼却施設でございます。充当する起債につきましては、一般廃棄物処理施設整備事業債の充当を考慮しております。

6 ページ 7 ページのご説明は割愛いたしまして、8 ページ目の方から、歳入の詳細についてご説明をいたしたいと思っております。

まず、款 1 分担金及び負担金、項 1 負担金、目 1 負担金でございます。1 8 億 1, 8 9 7 万 9 千円でございます。議案概要の 1 3 ページの方をお願いいたします。こちらの 1 3 ページの中ほどに、負担金収入積算表ということで、構成市町負担金額という表を作っております。基本的には、均等割の 1 0 % と令和 2 年度の国勢調査による人口割で負担をお願いする

ものでございます。右の方に行きますと、事業費といたしまして、負担金額があります。なお、リサイクル施設建設費については、建設に入るまでの計画支援業務は、鳥栖市の方で負担していただくということになっておりますので、この金額は、鳥栖市だけかかっているものでございます。この合計が、予算書に各市町の負担金額として掲載しておる金額でございます。

続きまして、款2 国庫支出金、項1 国庫補助金、目1 衛生費国庫補助金でございます。

節1 清掃費国庫補助金につきまして、説明のところに書いておりますとおり、国の方から循環型社会形成推進交付金を交付していただくものと考えております。この内訳につきましては、また議案概要の13ページの方をお願いいたします。一番上の表、歳入の説明のところでは、2段目、国庫支出金の説明のところに、焼却施設分とリサイクル施設分の内訳を書いております。焼却施設分が25億3,334万8千円。リサイクル施設分の交付金が5,615万円ということで、合計25億8,949万8千円となっております。

続きまして、款3 繰越金、項1 繰越金、目1 繰越金でございます。繰越金の頭出しを計上しておるところでございます。

続きまして、款4 諸収入、項1 組合預金利子、目1 組合預金利子につきましても、頭出しの計上をしておるところでございます。

続きまして、項2 雑入、目1 雑入につきましても、頭出しの計上をしておるところでございます。

続きまして、款5 組合債、項1 組合債、目1 衛生債、66億7,390万円につきましては、先程ご説明いたしました、真木町の焼却施設の工事費に充当する一般廃棄物処理事業債の金額を計上しておるところでございます。

以上が、歳入のご説明でございます。

続きまして、10ページから歳出の方になります。

まず、款1 議会費、項1 議会費、目1 議会費でございます。

節1 報酬、16名の議員の皆様方の報酬を計上しておるところでございます。

続きまして、節8 旅費につきましては、議員様方の費用弁償を計上しておるところでございます。

続きまして、款2 総務費、項1 総務管理費、目1 一般管理費でございます。節1 報酬につきましては、情報公開・個人情報保護審査会の委員さん5名様の報酬を2回開催予定で計上しておるところでございます。それと、会計年度任用職員報酬を計上いたしております。合わせて199万1千円の計上をお願いしております。

節2 給料15万6千円につきましては、正副管理者の給料を計上しております。管理者3万6千円、副管理者3万円という金額になっております。

節3 職員手当等55万7千4百円でございます。我々の諸手当と会計年度任用職員の期末手当を計上しております。

続きまして、節4 共済費42万2千円。これは、社会保険料を計上しております。

節7 報償費15万円につきましては、弁護士相談の謝金といたしまして、10回分11万円を計上しております。なお、竣工式司会者謝金につきましては、真木町の処理施設の竣工式の時の司会者謝金を計上しております。下の方に、愛称募集賞品代ということでございますが、真木町の施設の愛称募集を、現在各市町にお願いして、広報紙で募集をしております。最優秀賞1名、優秀賞4名、合わせて5名さんを選んで、最優秀者に1万円、優秀者に5千円ということで、クオカードの配布を考えております。

続きまして、11ページ目でございます。節8 旅費196万2千円でございます。

情報公開・個人情報保護審査会の委員さんの費用弁償と職員の普通旅費を計上しております。工場検査等がございまして、この金額になっております。

節9 交際費につきましては、例年どおり計上させていただいております。

節10 需用費でございます。121万1千円でございます。この消耗品の中で、今度の竣工式に伴いまして、配布したいと考えておる記念品が15万円。それと、愛称募集の最優秀賞の方に差し上げる賞状代が3万1,240円含まれております。あと、印刷製本費の31万7千円の中に、竣工式の招待状の印刷代6万8,145円が、含まれております。

続きまして、節11 役務費でございます。通信運搬につきましては、切手代、電話代等でございます。保険料につきましては、公用車の自動車保険。手数料につきましては、我々の公金を取り扱いますインターネットバンキングの手数料、それと、起債にあたりまして、財務省から求められております職責認証用電子証明書の発行手数料が、合わせて5万6千円ということになっております。

節12 委託料でございます。主なものを申し上げますと、ホームページ改修業務委託料18万1千円。これは、現在、鳥栖・三養基西部環境施設組合で運用していただいておりますリサイクルプラザを令和6年度から我々の組合で運営することになります。利用者が多くなるということで、渋滞情報等をホームページで発信していくための改修をするものでございます。その2段下に、例規集追録等作成委託料というものがございます。92万円でございます。令和5年8月の組合議会定例会におきまして、多くの条例の新設、また、改正等を行

う予定でございます。そのため、例年より追録等の作成委託が増えているものでございます。関連いたしまして、下から3段目、例規整備支援業務委託料38万5千円。こちらも条例等を整備するための支援業務を委託するものでございます。あと、事務所移転業務委託料につきましては、令和6年4月の焼却施設本稼働に伴いまして、事務所の機能が移転することになります。引越料といたしまして、計上をお願いしているところでございます。1番下、竣工式の会場設営業務委託料は、竣工式の会場設営等の委託料として、60万円計上をお願いしております。

続きまして、節13使用料及び賃借料でございます。事務機器等の借上料257万5千円につきましては、公用車、パソコン等の借上料でございます。それと、2段目でございます。会場等使用料22万1千円につきましては、我々の組合の事務所を借りるにあたりまして、光熱水費等の負担を、鳥栖・三養基西部環境施設組合にお支払いするための予算でございます。それと、自動車借上料につきましては、視察等によりバスの借上げが必要になったことを想定いたしまして、29万6千円計上をしておるところでございます。

最後、1番下でございます。節18負担金、補助及び交付金1億2,082万9千円でございます。主なものにつきましては、鳥栖市に払っております建設協力金6,500万円、派遣職員の負担金といたしまして5,520万円がございます。次の12ページ目でございますけれども、こちらのページにつきましては、公平委員会等の組織への負担金を計上しておるところでございます。

節22償還金、利子及び割引料でございます。組合負担金の精算金の頭出しを計上いたしております。

続きまして、項2監査委員費、目1監査委員費でございます。節1報酬につきましては、識見者の監査委員さん、それと、議会選出の監査委員さんの報酬を計上しております。

節8旅費でございますけれども、監査委員さん方の費用弁償といたしまして、5回分を計上しておるところでございます。

続きまして、款3衛生費、項1清掃費、目1施設建設費でございます。節12委託料でございますけれども、こちらの方は、議案概要の15ページからご説明をいたしたいと思っております。

まず、(1)技術支援業務委託料902万3千円でございます。こちらにつきましては、我々が持ち得ない専門的な知識等を持った公的な団体に支援をお願いしておるものでございます。内訳といたしましては、環境影響評価に係る技術支援が78万3,200円。土木建築業務に関する技術支援といたしまして、272万8千円。それと、焼却炉の機械類プラントの設計施工監理に関する技術支援につきましては、551万1千円となっております。

続きまして、(2) 建設関連調査業務委託料498万円でございます。環境影響評価の事後調査業務といったようなことで、工事中の工事車両、また、工事車両の排気ガス等の影響がないかを調査しておるものでございます。こちらは令和2年から債務負担行為をお願いしておりまして、最終年度として、令和5年度に498万円の計上をお願いしておるところでございます。

続きまして、(3) 建設関連業務委託料の4,350万円につきましてでございます。ごみ処理施設整備事業に係る設計・施工監理業務ということで計上しております。現在、真木町に建てております施設の設計、施工を行う中で、地方自治法で契約の適正な履行を確保することが規定されていますので、建築基準法及び建築士法上の工事監理を委託するものでございます。これは、姉齒事件等を経て、義務化されておるものでございます。こちらの方も、令和2年から令和5年までの債務負担行為をお願いしておりまして、令和5年度は最終年度となり、4,350万円の計上をしておるところでございます。

続きまして、節14工事請負費につきましても、議案概要の方でご説明いたします。ページをめくっていただきまして、16ページをお願いいたします。現在、真木町に建てております焼却施設でございます。こちらの本年度の支払い額が、105億4,050万円となっております。工事費全体の額といたしましては、もう既にご存じのとおり、156億1,120万円でございます。令和5年度で竣工するというので、最終年度として105億4,050万円の計上をしておるところでございます。

続きまして、議案書の13ページでございます。款3、目2リサイクル施設建設費でございます。ここからは、リサイクル施設に関する予算となります。こちらも、引き続き議案概要の方でご説明をいたします。議案概要17ページの方をお願いいたします。

まず、(1)でございます。こちらのリサイクル施設につきましても、技術支援の業務委託料ということで計上をお願いしておるところでございます。こちらに関しても、事業の品質を確保すること、また、非常に日程的にも厳しい工程でございますので、円滑に推進するため、公的団体をお願いしておるものでございます。内訳といたしましては、土木技術関連の技術支援ということで、209万円。それと、機械等プラント関係の技術支援で、161万7千円。合わせて、370

万7千円の計上をお願いしております。

続きまして、(2)でございます。循環型交付金事業計画支援業務委託料、1億7,045万円でございます。

まず、①でございます。次期リサイクル施設整備基本計画の策定業務2,930万円。こちらにつきましては、令和4年度から令和5年度にかけて、策定業務を発注しております。

す。債務負担行為でお願いしておるところで、令和5年度に2,930万円を計上しておるところでございます。

続きまして、②生活環境影響調査業務2,850万円でございます。リサイクル施設につきましても、焼却施設と同様、周辺への環境影響に関するアセスメントをする必要があります。環境アセスメントを行うための委託料といたしまして、2,850万円を計上いたしておるところでございます。

次の③でございます。敷地造成実施設計業務ということで、1,265万円。債務負担行為をお願いしており、令和6年度は、2,585万円でございます。本年度分は、1,265万円計上をいたしておるところでございます。

④でございます。建設予定地の埋蔵文化財の調査業務ということで、1億円の計上をしておるところでございます。

続きまして、18ページをお願いいたします。(3)でございます。建設関連業務委託料260万7千円ということで、建設地の周辺に保安林がございます。この保安林につきまして、解除の申請をする必要がございますので、その分260万7千円を計上いたしておるところでございます。今、リサイクル施設関連で、ご説明した委託料の部分につきましては、これが、全て鳥栖市の方での負担になるということでございます。

続きまして、節14工事請負費1億1,806万6千円でございます。説明のところに、リサイクル施設機器・設備改修工事1億1,693万円を計上しております。こちらの方も、引き続き予算概要の方でご説明いたします。

予算概要の18ページでございます。リサイクル施設建設関連予算の説明ということで(1)の①リサイクル施設機器・設備改修工事ということでお願いしておりますが、令和6年度から、我々が運営を開始いたします。現在、鳥栖・三養基西部環境施設組合で所有しておられるリサイクル施設を運営してまいります。その際に、老朽化が進んでいる機器等の改修を行うものでございます。内容といたしましては、リサイクル施設の機器設備の中で特に重要なもので、破碎機、不燃・粗大ごみの供給コンベア、その他プラスチック・ペットボトルの圧縮梱包機、結束機、空気圧縮機、計量器の操作ポスト、PLC電気制御装置、それと、電話交換機器類等を部品交換および改修するものでございます。

続きまして、②でございます。施設案内の看板設置工事ということで、82万5千円計上しております。こちらは、令和6年から受け入れの対象が、今現在の1市2町から2市3町になるということで、ごみの搬入車両の増加が見込まれます。このため、渋滞の防止を図るということで、県道沿いをはじめ、各道路沿いに誘導案内看板を設置するものでございます。内容のところに書いておりますけれども、新規の設置が5箇所、既存看板の変更が2箇所と

ということで、予算のお願いをしておるところでございます。

続きまして、③ライブカメラの設置工事でございます。先程、ホームページの改修のところでもご説明いたしましたが、渋滞状況等の情報発信を速やかに行いたいということで、リアルタイムでホームページに配信したいと考えております。そのための専用カメラ2台を設置する予算として、31万1千円計上いたしておるところでございます。

続きまして、款4公債費、項1公債費、目2利子、節22償還金、利子及び割引料4,601万3千円でございます。内訳といたしましては、建設事業債の利子の償還金が2,633万2千円。それと、工事請負費の前払いの際に、一時借入金ということで、民間の銀行から借り入れる際の利子の償還金といたしまして、1,968万1千円の計上をいたしておるところでございます。

最後になりますけれども、款5予備費、項1予備費、目1予備費につきましては、300万円の計上をお願いしておるところでございます。

以降につきましては、給与明細等でございますので、説明は割愛させていただきます。

以上が、「令和5年度佐賀県東部環境施設組合一般会計予算」のご説明でございます。

ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

松隈清之議長

はい。議案説明が終わりましたが、ここで、事務局より追加資料の配付の依頼があつておりますので、これより、資料の配付をいたします。

(資料配布)

松隈清之議長

資料の配付が終わりました。それでは、ただいま配付した資料の説明を求めます。

藤川博一事務局長

議長。

松隈清之議長

藤川事務局長。

藤川博一事務局長

はい。

ただいま配付をお願いいたしました資料につきましては、8月の定例会の折に、我々、東部環境施設組合が、西部環境施設組合の方から事務所を無償で借りているということについて、平野議員からご質問をいただきました。その折、適切な説明ができず、大変ご迷惑をおかけいたしましたことお詫び申し上げます。

今回、ちょっと改めてご説明をさせていただくものでございます。先程ご説明いたしまし

た、予算書11ページの下から2段目、節13使用料及び賃借料の2行目、会場等使用料で
ございます。このうち、1万6,600円の12ヶ月分が、この実費ということで、先程ご
説明いたしましたことについてのご説明です。

まず、この概要につきまして、我々、東部環境施設組合につきましては、もうご存じのと
おり、次期ごみ処理施設の整備、それと、運営に関する業務を行っております。将来、真木
町の方に移転する予定ですが、まだ整備中ということで、こちらの鳥栖・三養基西部環境施
設組合の一部を使用させていただいておるところでございます。

この手続につきましては、地方自治法、西部組合の例規及び西部組合が準用されておりま
す鳥栖市の例規に基づいて、行っているところでございます。この手続につきましては、毎
年度、東部組合の方から西部組合の方に申請をお願いいたしまして、許可をいただいております。
これは、行政財産なので毎年する必要があるということで、地方自治法第238条の
4、それと、鳥栖市公有財産規則第24条で定める許可基準に該当しているということで、
使用許可をいただいております。

次に、肝心の費用負担のところでございます。我々、東部組合につきましては、西部組合
と同様の業務を、今後も引き続き行う団体ということで、市町の業務と密接に関連してお
るということで公益性が高いというご判断をいただいております。こうしたことに鑑み、鳥栖
市財産の交換、譲与、無償貸付等に関する条例の第4条、それと、第4条の2の規定を準じ
た形で、西部組合の方から、施設の使用料を免除させていただいております。先
程、予算のところでご説明いたしましたが、施設使用に係る光熱水費等の実費につきまして
は、費用負担をするということで、今回、ひと月当たり1万6,600円の12ヶ月分を計
上させていただいております。

簡単でございますけれども、以上が、ご説明でございます。

松隈清之議長

はい、説明が終わりました。

これより、議案第6号に対する質疑を行います。

ございませんか。

馬場茂議員

はい。

松隈清之議長

馬場議員。

馬場茂議員

はい。13ページですね。12の委託料。ここで、今度のリサイクルセンターの建設事業、

そして、造成に関わる費用等が出ています。そもそも、まだ、我々納得は、いってないんですが、ここにかかる造成費用と道路の金で11億かかるということですが、これ、各市町で負担するということですが、これに対して変更はないですか。このままでしょ。

藤川博一事務局長

議長。

松隈清之議長

藤川事務局長。

藤川博一事務局長

はい。今、ご指摘いただきました、この次期リサイクル施設の費用負担につきましては、昨年、首長様方にお集まりいただき、何回もご議論いただき、いろいろなご意見もあったところでございます。

最終的には、建設に入るまでの設計でありますとか、今行っております基本計画の業務、こうしたものにつきましては、全て鳥栖市の負担で行っていただくこと。そして、工事に入って以降につきましては、2市3町の組合での事業にするということになっております。

そうしたことを踏襲して、今後も業務を行わせていただきたいと思いますと考えておるところでございます。

馬場茂議員

議長。

松隈清之議長

馬場議員。

馬場茂議員

結局この11億、最初の計画どおり進んでおれば、全く無駄な金ですよ。

平成31年4月に、他の場所には建てられないということで、変更されるということになりました。そして、鳥栖が責任を持って選定するということで、それから、場所を立石にということを言われたのが、令和3年の8月です。その間、2年半程選定にかかっているわけですね。しかも、坪単価でいうと、24万7千円になるんですよ、ここが。

それなら、もっと近くでね、焼却施設から9キロも離れた山の中をわざわざ開拓しなくても、これだけの単価を出せば、もうちょっとそばにあったんじゃないかと思うんですよ。

何で2年半もかかったんですか、探すのに。

その辺、説明してください。

橋本康志管理者

はい。議長。

松隈清之議長

橋本管理者。

橋本康志管理者

はい。リサイクル施設、あるいは、その立地につきましては、2市3町で運営していくものでございまして、2市3町の皆さんが、利用しやすい場所。このリサイクル施設については、例えば、焼却ごみについては、ごみ業者がパッカー車で運んでいくということでございますが、リサイクル施設については、市民の皆さん、町民の皆さんが、直接ご自身で搬入をされるということでございまして、2市3町の皆さんが、1番距離的に便利なところということで、みやき町と鳥栖市の境目に見つけたということでございます。

で、焼却施設も、リサイクル施設も、今回については、鳥栖市の中で土地を見つけるというお約束で、西部環境施設組合の時に進んでおりましたので、鳥栖市の中で立地を見つける、そして、2市3町の皆さんが使いやすい、距離的に近いところということで、立石町ということでございまして、また、地権者の皆さんのご理解をいただく必要がございますので、そこら辺の手続をするのに、時間がかかったということと、場所的には、それぞれの人口重心から近いところということで、この立地を選定したということでございます。

馬場茂議員

議長。

松隈清之議長

馬場議員。

馬場茂議員

それで、2年半もかかったわけですね。距離的に、9キロあるわけですよ、焼却場から。要するに、また焼却場まで運ばないといけないでしょう。それが、便利なところでしょうかね。納得いきません、うちは。

それで、この11億、他の市町さんは、どうお考えか知らないですけど、出さないでよかった金なんですよ。無駄な金。だから、あの場所で、最初、我々、平成28年の2月に参加させていただいた。そのときの条件は、あの場所で、4.2ヘクタールの面積の中に、マテリアルリサイクルセンターと焼却場の併設で造るということで、我々は、納得して入ったわけです。

ところが、騙されたようなもので、もうその土地は使えない。そして、11億は出せ。無償貸与ということで、鳥栖が土地を提供するということを条件に飲んでるわけですから、本来なら、鳥栖が全額この用地に関しては出していただくのが、私は筋だと思うんです。他の市町さんが、全部納得されておれば、うちだけということになりますけどね。

橋本康志管理者

はい。議長。

松隈清之議長

橋本管理者。

橋本康志管理者

これまで手続を踏んで、ここまで来ておりますので、今、こういうお話をいただくのは、ちょっと遺憾なところもございますけれども、一応、お約束としては、土地は、鳥栖市の中で見つけるということで、土地の購入費は、鳥栖市が負担させていただいておりますし、土地を買った後、事業を進めるに当たっては、2市3町で取り組んでいくということで、ご理解いただいて、ここまで来ておりますので、これまでいろんなご議論があったのは、承知をしておりますが、そこはご理解をいただいて、ここまで来ているというふうに理解しております。

以上です。

馬場茂議員

議長。

松隈清之議長

馬場議員。

馬場茂議員

その話がですね、ご協議いただいたということだけど、ほとんど首長会の中で了解いただいたという形で、この議会の中で、そういう意見をどんどん出す場がなかったじゃないですか。私達は、そういうふうに受け取っているのだけれども。

吉富隆議員

議長。10分ばかり、トイレ休憩しましょうよ。頭を冷やしましょう。

松隈清之議長

では、答弁整理のため暫時休憩いたします。

～～～休憩（午後3時35分から午後3時45分まで）～～～

松隈清之議長

はい。では、再開いたします。

休憩前に引き続き会議を開きます。

藤川博一事務局長

議長。

松隈清之議長

藤川事務局長。

藤川博一事務局長

はい。今度の立石町にリサイクル施設を建てるということにつきましては、まず、スタート点と言いますか、令和3年8月26日に鳥栖市の方から、立石町からの同意が取れたという報告がっております。

そうしたことを受けて、9月24日に吉野ヶ里町議会から、ご意見をいただいております。そういった中で、今、馬場議員がおっしゃったような、鳥栖市が全て負担すべきではないかというようなご意見でございましたので、そうしたことを、首長会の中で議論したところでございます。令和3年の11月から12月にかけて、ほぼ週に1回のペースで4回、議論をいただいております。

それで、年明けに、一定の方向性が出まして、それを受けまして、令和4年1月21日に5市町の市長、町長と、「佐賀県東部環境施設組合ごみ処理施設の建設及び管理運営に関する覚書」を締結しております。その中で、建設費及び管理運営費の負担ということで、これは、覚書の第4条になるわけでございますけれども、まず、施設の建設及び管理運営に要する費用は、組合規約別表に基づく負担割合をもって、関係市町が負担するというようになっております。建設に関しては、国勢調査の人口割。運営費につきましては、ごみの搬入量に応じて、比例した形での負担ということでございます。そして、第2項で、前項の規定にかかわらず、リサイクル施設の建設に要する費用のうち、用地取得及び計画支援業務については、鳥栖市が負担するというので、鳥栖市の負担を明確にしたということでございます。

こうした覚書に基づきまして、令和4年1月24日、組合議会の勉強会ではございますが、ご報告を差し上げておるところでございます。

そうしたところを受けまして、令和4年度の予算につきましては、定例会においてご議論をいただき、ご審議いただきまして、ご承認いただいたというところになっております。

これからも、こうしたスキームで事業を進めさせていただければと考えております。また、組合議会へのご説明につきましても、足りない部分があったように、我々も反省いたしております。今後は、きちんとご説明を差し上げて、事業を円滑に進めさせていただければと、切にお願いいたしたいと考えております。

ご理解の程、よろしくごお願い申し上げます。

馬場茂議員

はい、議長。最後です。

松隈清之議長

馬場議員。

馬場茂議員

はい。そういうことで、とにかく最初の計画どおり進んでおけば、この11億という無駄な金も要らなかったし、そして、ここに、その下の工事請負で1億1,800万出ています。これ、何のお金かという、5年間使うための金でしょう。これもいらなかったわけですよ。そういう無駄な金がいっぱい出ているわけですね。

どこの責任かということなんですよ。そこを何か、なあなあで、ずっと上の方ばかりの話で、だらだら来たような感じがします。

だから、今後は、特に、これからまた建設費用かれこれ、総額80億とかこの前言われていたけど、たった25年しか使わない建物じゃないですか。鉄骨スレートで50年まで持ちますよ、建屋は。その辺をよく考えて、今後は、腹一杯我々とも協議を重ねていただきたいということです。

終わります。

松隈清之議長

はい、他にございませんか。

中野均議員

はい。

松隈清之議長

中野議員。

中野均議員

はい。ちょっと予算についてお伺いします。令和5年度予算には、最終的には11月に仮稼働するということですが、焼却するためにいろんな費用がかかると思いますけど、この分については、日立造船さんが引渡しまで全部見られるということですかね。

それから2点目は、この仮稼働に際して、公害防止協定ということで、関係地区の同意を得られたのか。

それと、パッカー車とかいろんな収集車両が来ますので、周辺の集落のご理解を得ているのかどうか。協力お願いをしているのかどうか。

藤川博一事務局長

はい。

松隈清之議長

藤川事務局長。

藤川博一事務局長

はい。試運転の時の費用につきましては、全て日立造船株式会社の方になるということで、これは、最初のDBOの契約の時から条件でございます。これは、議員さんからご指摘いただいたような形でやることになっております。

あと、2点目の件でございますけれども、公害防止協定につきましては、我々が運営いたします施設から排出するガスであるとか、排水、それと、騒音振動、こういったものを地元の方にお示しして、これをきちんと守っていきますということをお約束するものでございます。この公害防止協定につきましては、我々、組合の方が主体となって、鋭意進めておるところでございます。

あと、搬入路の経路につきましては、地元の調整ということで、地元自治体の鳥栖市の方で、行っていただくということになっておりますので、そこも、早くしっかりやってくださいという、お願いを常にしておるところでございます。

中野均議員

はい。

藤川博一事務局長

中野議員。

中野均議員

公害防止協定は、仮稼働までにとってしまうのか、それとも、本稼働までなのか、お伺いします。

藤川博一事務局長

はい。

松隈清之議長

藤川事務局長。

藤川博一事務局長

基本的には、試運転は、あくまで試運転なので、本稼働からという考え方もあろうかと思えます。

ただ、地元のご心配を考えますと、試運転までに協定をきちんとお示しして、締結して、やっていくべきだというふうに考えております。今回、技術的に1番長い期間使われているストーカ方式ということで、また、日立造船株式会社は、国内でもトップクラスのシェアを持っていらっしゃる会社でございます。我々も、万全に備えをして、運営に臨んでいきたいというふうに考えております。

中野均議員

はい。

松隈清之議長

中野議員。

そうしたら、公害防止協定は、稼働前にはされるということですね。

藤川博一事務局長

議長。

松隈清之議長

藤川事務局長。

藤川博一事務局長

はい、仮稼働前にいただきます。

吉富隆議員

議長。

松隈清之議長

吉富議員。

吉富隆議員

はい。事務局の方にお尋ねをさせていただきますが、私は、今日が初めてなんですよ、この会議はね。今までのことがよく分からないので、事務局の方にお尋ねをさせていただきます。

令和3年の11月から12月中に、首長会では相当議論をされたという報告がございました。結論的には、令和4年の1月24日で、結論を出してあるわけですね、首長さんでね。

私は、この議会に諮って、議決をしているのかなと思ったんで、どちらですかね。

藤川博一事務局長

議長。

松隈清之議長

藤川事務局長。

藤川博一事務局長

はい。先程、私が申し上げました、令和4年1月21日については、覚書でございます。この覚書について、議会にお諮りしたという経緯はございません。

ただ、即刻、報告すべきだということで、1月21日から3日後の1月24日、組合議会の勉強会の中で、こうした覚書を締結いたしましたということを、ご報告した次第でございます。

松隈清之議長

質疑の途中でございますけれども、本日の会議時間は、議事の都合により、あらかじめこれを延長いたします。

吉富隆議員

はい。

松隈清之議長

吉富議員。

吉富隆議員

はい。

覚書を、議会に提案として出したということなんですね。

藤川博一事務局長

議長。

松隈清之議長

はい、藤川事務局長。

藤川博一事務局長

ご提案ということではなくて、こういう覚書を締結しましたというご報告になります。

吉富隆議員

議長。

松隈清之議長

吉富議員。

吉富隆議員

それは、事務局の一方的なことじゃないですか。議会無視しているんじゃないですか。議会の承認がなくては、決定じゃないでしょう。違うんですかね。これ、大きな問題ですよ。ものすごく費用高くなるんで。どこの首長さんたちも、かかってもいいよということであればいいんだけど。そこら辺は、きちっと今日、説明をしていただかないと。急いでるわけでしょう。遅れているから。どうですかね。

松隈清之議長

暫時休憩します。

～～～休憩（午後４時０３分から午後４時０６分まで）～～～

松隈清之議長

はい。

では、再開いたします。

藤川博一事務局長

はい。

松隈清之議長

藤川事務局長。

藤川博一事務局長

はい。繰り返しになりますけれども、まず2市3町で、「佐賀県東部環境施設組合ごみ処理施設の建設及び管理運営に関する覚書」ということで、令和4年1月21日に、覚書を締結いたしております。

その後、事後報告になったということで、お叱りを受けておりますけれども、組合議会の勉強会の方で、ご報告を差し上げたところでございます。

こうしたところで、今回のリサイクル施設に関して、建設に入るまでの用地取得、計画支援業務については、鳥栖市のみで負担するというところをご説明した上で、令和4年2月の定例会において、現在、我々が、立石町に造るためにやっております、基本計画の策定業務、そうしたものの予算等を、議会の方で、ご承認いただいているというのが、現在までの事実関係でございます。

簡単でございますけれども、ご説明でございます。

吉富隆議員

はい、議長。

松隈清之議長

吉富議員。

吉富隆議員

はい。先程からちょっと、答弁が変わってるんよね。そうでしょう。覚書を議会に出してるわけでしょう。出してるなら何も言えないよ。報告だけでしょう。

いや、だから、議決がなければ出来ないでしょうって、僕は質問しているんで。じゃあ、議会は、何のためにあるの。

松隈清之議長

暫時休憩します。

～～～休憩（午後4時09分から午後4時14分まで）～～～

松隈清之議長

はい。では、再開いたします。

藤川博一事務局長

はい。

松隈清之議長

藤川事務局長。

藤川博一事務局長

はい。繰り返しのような答弁になりますけれども、令和4年1月21日に、2市3町で、覚書を締結しております。

その後、1月24日に、組合の議会の勉強会ではございますけれども、そして、事後報告ではございましたけれども、ご報告しまして、その後、この覚書の内容に基づいた予算のご提案をいたしております。

予算について、組合議会の方に、ありがたく、ご承認をいただいたというのが、現時点で私どもが持っている事実でございます。

ご理解の程よろしくお願いいたします。

吉富隆議員

議長。

松隈清之議長

はい、吉富議員。

吉富隆議員

今のように説明すれば、5分もかからんで終わる。そうでしょう。

そして、5年はもう確実に遅れるわけね。最初から30年ていう話だったんですよ。それは、聞いていましたから。実際、稼働するときは5年遅れますよね。焼却炉は、そうはいかないだろうけれどもね。やっぱり、費用がものすごく加算するんだよね。鳥栖市のごと金持っとるなら、よかばってんさ。大変やんね、どこも財政的には。ものすごく物価の上昇率もあるんでね。

やっぱり、よく考えていただきたいし、早急に取り組んでいただきたい。そうしないと、遅れる分、負担が増える。ここがあったからよかったようなもんね。

まあ、そういうふうにやっていただきたい。

議決予算をしたということは、何も言えない。議会の立場からはね。

そういうことで、理解しました。

松隈清之議長

他にございますか。

園田邦広議員

はい。

松隈清之議長

園田議員。

園田邦広議員

はい。歳出の面で、ちょっと3点ほどお尋ねをしたいと思います。

10ページ、款2総務費、項1総務管理費、目1一般管理費のうち、節7報償費の中で、竣工式司会者謝礼ということで、1万円組んであるわけですね。これを、予算化されているのは、どういうことなのか。どこに委託をして、司会者を雇うのか。私は、竣工式の司会ぐらいは、やっぱり事務局でやってもらいたい。できるでしょう。

それと、11ページ、12節の委託料、1番下になります。竣工式会場設営業務委託料60万ということになっておりますが、こういった竣工式の会場設営というのは、請負業者の方で設営をしてもらうということにはならないですか。PFIで指定して、SPCで業者を組んでからですね。そういうところをお願いをするということも必要じゃなかろうかというふうに思います。そういうことをされているところもありますよ。

それから13ページ、2目のリサイクル施設建設費、14節の工事請負費、その中で、1億1,806万6千円の中で、1番上のリサイクル施設機器・設備改修工事、1億1,693万円ありますが、この内容につきましては、先程資料でもって、説明をされました。

これは要するに、令和6年から5年間、西部組合にお願いをするということで、こういった機器類を変えるということでしょうか。問題は、これは、令和5年で本当は終わる予定ですよ。しかし、鳥栖のリサイクル施設の建設が遅れたために、この5年間を延長した。そういったところから、こういった機器類の変更が発生したわけですよ。ということなら、私は、その引き金は、やっぱり鳥栖市にあらうというふうに思っております。ですから、これも先程、馬場議員さんが言われたような関係になってくると思うわけですよ。この関係は、要するに2市3町で、負担するわけですよ。だから、私どもから言えば、そういうふうにしかとれないわけですよ。延長したがために、変えないかんということですから、明らかにそれは、先延ばししたところの原因ということになるのではないですか。

橋本康志管理者

はい、議長。

松隈清之議長

橋本管理者。

橋本康志管理者

司会とか設営については、事務局が答弁いたしますが、リサイクル施設の改修費についての考え方を申し上げますと、リサイクル施設については、様々な機械が入っております。これは、定期的にメンテナンスが必要でございます。ですから、当初30年で予定しておりましたが、今回、新しく造るところが25年間使う。で、その5年間を、今の西部環境のリサイクル施設を使わせていただくということでございまして、数年おきにメンテナンスが発生するものが、こっちは、25年しか使えませんので、それが、こちらに移るだけということでございまして、基本的に、リサイクルに関するメンテナンスについては、30年間の費用の中で賄っていくという考え方で、今回、お出ししているものでございます。

特出しでやってるわけではなくて、数年おきにメンテナンスは発生するので、その一環としてお考えいただきたいというご提案でございます。

藤川博一事務局長

続きまして、司会者の件でございます。この謝金、できるだけ使わないような交渉とかをやっていきたいと思えます。

あと、会場の設営等に関しまして、我々も他の構成市町とか、いろいろお伺いして、起工式については、日立造船株式会社での負担ということでやっております。

ただ、竣工式については、大体、施設の所有者と言いますか、そういったところがやるというのが、通常ということで、お伺いしておりますので、こちらの方で、予算の提案をしておるところでございます。

ご理解いただきますようによろしくお願いいたします。

松隈清之議長

園田議員。

園田邦広議員

司会者は、やっぱり、誰がするか分かりませんが、たった1万円ということではなく、それは、事務局で説明をしてもらわないと。

それから、竣工式の会場については、起工式の時には、業者をお願いをしとったということですか。

藤川博一事務局長

はい。

松隈清之議長

藤川事務局長。

藤川博一事務局長

起工式の時につきましては、神事とかも伴いますので、請負業者さんの方で主催していた

だいたという経緯がございます。

竣工式などにつきましては、例えば、今も鳥栖市の市役所の庁舎建てておられますけれども、起工式は、神事があるので業者が、竣工した後は、当然、市役所の方で、主体性を持ってやるというようなことをお伺いしたので、そういったところを参考にして、今回、予算のお願いをしておるところでございます。

園田邦広議員

はい。

松隈清之議長

園田議員。

園田邦広議員

分かりました。

そしたら、その最後のリサイクル施設機器の交換ということで、今、管理者の方から、定期的に替えていく、それが、今度の5年間延長するときの時期になっているからというような説明だったと思うんですね。

それは、そういうふうになっているかもしれませんが、本来は、令和6年から新しいところで造ることが出来ているならば、今回のような、予算は要らんわけでしょう。ただ、それが出来なかったから、今回、機械を取り替えていくというようなことだろうと思うけどね。

鳥栖市が出来なかったがために、そういったことが出てきたというのは、間違いのないわけですよ。

橋本康志管理者

はい。

松隈清之議長

橋本管理者。

橋本康志管理者

はい。

先程、ちょっと私の説明が余りピタッとはまってないのかもしれませんが、例えば、今、予算を出しております、調査に入る、あるいは、工事に入ろうかというところの場所については、当初30年間使う予定でしたが、先の5年間は、西部環境を使わせていただくということでございます。

ですから、令和11年から使うリサイクル施設についても、25年経ったところで、また改修をして30年使わなければいけない。

だから、何年かおきに必ず補修が入りますので、25年経ったところで、かかるものがある

るだろうと。その分を、前にするという考え方でございます。

園田邦広議員

議長。

松隈清之議長

園田議員。

園田邦広議員

私は理解出来ません。で、今、私が言っているのは、本来は、鳥栖市が負担をしていただくのが当たり前じゃないかなと。

それが、もし出来ないとするなら、やっぱり負担割合を考えてもらわないといけないですよ。全てが、2市3町で同じ負担割合を決められておる中で、負担をするということではなくて、そういう考え方も私はあると思います。

それと、もう一つは、この機械の交換をする内容については、自動計量といったものが入ってないわけですね。私は、前の組合議会の中で、2回ほど質問したんですが、今のままでは、とてもじゃないけど間に合いませんよと、自動計量がね。ですから、自動計量の増設も考えないといけないのではということを書いてきたわけです。

そこら辺は、どういうふうな考え持っておられるのですかね。

藤川博一事務局長

はい。

松隈清之議長

藤川事務局長。

藤川博一事務局長

はい。まず、計量器の増設ということにつきましては、今、現場の場所的にもないということと、今の搬入ヤードにつきましては、コロナということもあり、それと、業者さんと機械類が動く動線が交錯しているということで、危険性を排除するために、3台ずつしか、ヤードに入れないということで、運営されております。おそらく、このやり方については、我々が運営をお預かりした以降も、踏襲していく必要があると思っております。計量器を2台に増やしても、入れないという事情もございます。

そうしたことが前提で、渋滞が生じて、施設の外部の道路に車をはみ出してしまうとか、そうした地元の生活道路等に、ご迷惑をおかけしないということが大事だと考えておりました。常時3連休でありますとか、年末年始の多いときには、当然グラウンドを開放すると。グラウンドの開放のやり方についても、できるだけ、車の滞留動線を確保して、ご案内していくということを考えております。

また、先程もちよっと予算でご説明いたしましたような、ライブカメラの設置、そして、リアルタイムの渋滞状況等の発信をいたしまして、対処していきたいというふうに考えております。

よろしく願いいたします。

園田邦広議員

はい。

松隈清之議長

園田議員。

園田邦広議員

東部組合は、今の倍になるわけですね。人口は。そういった中で、今でも、土曜日は午前中だけであって、やっぱり、あそこに10台ぐらい並ぶことがありますよ。待機するところね。

それが、倍の人口になって、それを受け付けていくということになると、それはもうとてもじゃないけど、消化しきらんと、私は思います。

ですから、自動計量を考えなければいけないじゃないでしょうか。自動計量を考えず、今言った、搬入するコースを変えるとか、そういったもので解消できればいいですけど、要するに、自動計量で捌ききらんなら、いくらコースを変えても、捌ききらんですよ。

ですから、今回の予算の中でも、そういった予算も踏み込む必要があったんじゃないのかね。

藤川博一事務局長

議長。

松隈清之議長

藤川事務局長。

藤川博一事務局長

はい、園田議員から、計量器の増設が大事ということのご指摘、重々理解いたします。

しかしながら、費用面でも非常に多額でありまして、先程も申し上げましたように、まず、設置する場所がちょっと見つけにくい。それと、ヤードの方に入っていただく、搬入車両の数にも限界があるということもございます。

で、先程ちょっと説明足りませんでした、そういった待機車両の滞留動線をできるだけ確保するという努力もいたします。渋滞状況の情報発信ということも考えてまいります。

また、今、今度一緒になる脊振塵芥組合と、今運営されている西部環境施設組合と、我々、話し合いながら、今後の運営のことも考えておりますが、今、昼休みとか、土曜日は午前中で終わるということがございます。我々が、運営を始めてからは、当然、今、園田議員から

ご指摘いただいたように、人口も1.5倍に増えると。当然、その後、搬入の数も増えるということで、昼休みもなくそうと。それと、土曜日については、今は、午前中で終わっておりますけれども、4時半まで受け付けるようにして、搬入を捌くといったようなことを、今、議論、検討しておるところでございます。

松隈清之議長

よろしいですか。

園田邦広議員

はい。

松隈清之議長

園田議員。

園田邦広議員

リサイクル施設の機器交換については、私は納得出来ません。

それから、今言った、搬入についての自動計量のところについても、これは、もう始まってからでは遅いですよ。調査をして、やっぱり、待ち時間が長いというような不安が、必ず出てくると思います。

ですから、前もって、やっぱり対策をしとかないといけないのじゃないでしょうかということをおっしゃっております。以上です。

松隈清之議長

他にございませんか。

吉富光三郎議員

はい。

松隈清之議長

吉富議員。

吉富光三郎議員

はい。

13ページのリサイクル施設建設費の中の委託料ですね。循環型交付金事業計画支援業務、1億7,045万。その中の、次期リサイクル施設整備基本計画策定等業務、2,930万ですね。今後、いろいろ計画されていると思いますが、要するに概算事業費で、建設費で56億であると金額が出てますが、令和元年の12月の循環型社会形成推進交付金等事業実施計画総括表の中では、リサイクル施設は、1日の処理能力の規模が約30.2トンやったんですよ。そしたら、この令和3年の5月、概算事業費で、35.2トンになっとつとですよ。5トン増えたわけですよ。これ、1億4,566万1千円かけないかんのですよ。そし

たら、7億6千万も、増額しとるわけですよ。

ここの算出根拠は何ですか。たった、2年も経たんうちに。そこら辺、よければお答えください。そもそも、こんな施設は要らないんですよ。25年しか使わない施設を。

藤川博一事務局長

はい。

松隈清之議長

藤川事務局長。

藤川博一事務局長

はい、令和元年と比較して、令和3年に処理の規模が、5トン増えていると。これは、大変申し上げにくいことであるんですけども、各市町で一般廃棄物処理基本計画というものを策定していただいております、その結果、ごみの排出量が増えたということで、処理能力も増やさざるを得なかったというのが、実態でございます。

単純に、ごみの排出量が増えてしまったという結果でございます。

松隈清之議長

吉富光三郎議員。

吉富光三郎議員

それは、普通の一般のごみ処理は、1日172トンと出されてますよね。

それとは別に、リサイクルの方が、1日の処理能力が30.2トンということで、そこら辺、ちょっと合点がいかなんですけど、それを計算すると、約7億6千万ぐらい違ってくるわけですよ。

そもそも、56億、令和3年の5月に出されたデータで計算すりゃ、約1年に、2億ちょっとですよ。

本当にこういう施設が、要るのかちゅう話ですよ。それには、管理棟もいるでしょう。もちろん、上下水道どうするんですか。いろいろこう、その他諸々、課題は出てくると思うんです。

そこら辺を、きちっと出していってくださいよ。こういった基本計画の策定とか、進むのはいいですよ。概算でこれぐらいりますと言わんと、もう、これだけ材料費も高騰しよつとに、以前で71億ぐらいですかね、それをみんなでみたいな。いや、80億なります。いや、ごめんなさい90億になりましたって、言われたときに、どうするんですか。これ、税金ですよ。

お願いします。

藤川博一事務局長

議長。

松隈清之議長

藤川事務局長。

藤川博一事務局長

はい、まず1点目の件でございますけれども、増えたごみの量というのは、粗大ごみとかでございます。今、真木町に造っているところで燃やす塵芥とか、そういった細かい可燃ごみではなく、粗大ごみが増えてしまったという事実でございます、住民の皆様が出されるごみについて、やっぱりしっかりした処理能力を確保する必要があると思います。

それと、今の資材高とかも心配していただいた、2点目のご指摘でございますけれども、先程の覚書の時も、ちょっと申し上げましたように、我々が、組合議会にお伝えするような機会が、これまで少なかったということにつきましては、重々反省して、今後は、小まめ小まめに、それこそ、ほんわかしたような案でも、固まらないうちにと言いますか、そういった状態のときも、議会の方に丁寧にご説明しながら、議会からのご意見、また、ご提案をいただきながら、とにかく費用面のことは、我々も、本当に心配してます。資材とか、業者さんに聞いておきますと、何々が2倍になった、3倍になったとか、聞いております。また、半導体といったようなものも、不足しておると言ったようなことで、プラント関係、電気類、電気機器等もございますので、そういった心配もしております。

安くできるかどうかということは、ここで確約出来ませんが、とにかく、そういった費用を抑えるために、努力していき、それを議会にもご提案しながら、議会からのご意見も踏まえて、より良い施設を造っていきたい、できるだけ、質実剛健な施設を造っていきたいと考えております。

ご理解の程よろしくお願ひ申し上げます。

吉富光三郎議員

はい、議長。

松隈清之議長

吉富光三郎議員。

吉富光三郎議員

とにかく、もう算定している廃棄物処理施設長寿命化総合計画作成の手引き、この環境省が出されておる、この1トン当たり、1億4,666万1千円というのが、そもそも高い。

何で、そこを基準にこういう算定を出すんですか。リサイクル施設でしょ。皆さん喜ばんですよ。我々の町でも。これだけ、2市3町の市民、町民の方は。立派な施設が出来たねて、誰が喜ぶですか。

そこら辺しっかりお願いします。

それと、臨時議会を開いてよかやなかですか。何か、年に2回しか開かれんような、こういう体制が駄目じゃないんですか。

お願いします。

松隈清之議長

他にございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

松隈清之議長

はい。

では、質疑を終わります。

本案は討論を省略して直ちに採決を行います。

議案第6号について、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

ご異議なしと認めます。

よって、議案第6号「令和5年度佐賀県東部環境組合一般会計予算」は、原案のとおり可決いたしました。

以上で、本日の議事日程は全て終了いたしました。

これにて、令和5年2月佐賀県東部環境施設組合議会定例会を閉会いたします。

お疲れ様でした。

午後4時40分 閉会

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

議 長 松隈清之

議 員 中村直人

議 員 中野均

